

限を以て布達したりしに、今回初めて中央政府の布達を以て之れを定め、且戸長の選舉方法を民選より官選に變更したるは頗る注意すべき事と稱すべし。かくて同年六月二十四日本府甲第四十七號を以て戸長役場管理區域を定め、毎町村配置の制を改めて郡内を三十五役場の管理となし、之れを翌七月一日より實施せり。而して此の時に於いて我勝間村は第二役場として津守新田をも併せ管理する事となり。次いで同月十七日甲第五十七號を以て區町村會規則に加ふるに議事規則の制定ありたるが、新自治制創始の準備漸く成り、遂に二十一年四月十七日法律第一號を以て市町村制を發布せらる。次で二十二年二月二十日府令第十六號を以て同年四月一日より愈よ町村制を施行すべき旨示達せり。其の結果在來の郡内百二十餘箇町村は適宜併合せられて二箇町三十箇村となりたるが、此の内單獨に町村役場を設けたるは二十六箇町村にして他の六箇町村は組合役場制なりき。而して我勝間村役場の新制によりて開かれたるは、正に二十二年十一月二十二日なりき。廿三年十二月廿二日上福島村字見古田に建築中の郡役所落成せるを以て同月二十七日曾根崎村の舊廳舍より茲に移轉せり。是れ即ち現在の西成郡役所廳舍なり。

(三) 町村制實施以後

明治十二年二月戸長選舉制度實施せられ、亞で十七年五月同制度の變革あり、本村專管戸長役場を改めて勝間村外一箇村(津守新田)戸長役場となし、町村制施行の時まで此の状態を持続し來りたるが、二十二年四月町村制施行の期に到るや、村役場の管轄區域を勝間村一箇村となし、爾來二十有餘年の星霜を経て、大正四年十一月遂に町制の新時代を現出せり。乃ち茲に右町制施行に關する重要文書を引用して當時を回想するの資料に供すべし。

當時村會の提案左の如し

議案第四號

理 由

本村は近來頓に發展を來し、村内を到る處人家櫛比し全然町の状態を形成し來り、人口戸數並に物資集散其他に於て充分町の面目を維持するを得るを以て今回

町ごなしし尙現名稱たる勝間は往時多少奸商人の出でたることあるため今に至るも奸商と見れば勝間村を連想するが如き一般の傾向なるを以て甚だ遺憾の次第なれば今回小字の名稱たる玉出を取りて之を變更す玉出の起源に付ては遠く神代の昔の名稱にして古き由緒あるものなれば舊名に復したる所以なり尙此施行期限を來る十一月一日ごなすの議決を要す右提出す

大正四年九月二十八日

勝間村長 土肥 喜右衛門

指令其一

大阪府指令内地甲第一六九六號

西成郡勝間村

大正四年九月二十八日付勝甲第七五六〇號稟請村を町ご爲す件許可す右本年十一月十日より施行すべし

大正四年十月七日

大阪府知事 大久保利武

指令其二

内務省阪地第一六八號

大阪府西成郡勝間村

大正四年九月二十八日勝甲第七五一號稟請町名を玉出町ご爲すの件許可す

大正四年十月二十七日

内務大臣法學博士 一木 喜徳郎

勝間村長及び玉出町長

遠き舊幕時代より本村は庄屋、組頭、戸長、村長等其の名稱の如何を問はず、常に一村一長の良習に従ひ、而も公選制度の實施に際しても、所謂村の元老は先輩を推薦して一村の自治行政を委託し、平和圓満の裡に全村の任務を遂行せるを以て、古來曾て怨嗟の聲を聽かざりき。明治廿二年四月初めて村制の施行せられ、當時の戸長後藤儀三郎氏擧げられて第一期の勝間村長となりしより、現時の町長漆島佐吉氏に

到るまで人を更ふること六、その間星霜を経ること三十有三、就中後藤氏は在任期間に實に十有五年の長期に達したり。斯くの如きは眞に自治の模範例と稱すべし。今歴代の村長及び町長の名を左に掲ぐ。

就職年月日	退職年月日	退職の理由	氏名	在職期間
明治二十三年四月一日	明治三十八年五月十五日	死亡	後藤儀三郎	十五年一箇月
明治三十八年六月廿七日	明治三十九年三月廿八日	死亡	金森武右衛門	九年箇月
明治三十九年四月十七日	明治四十三年四月十六日	死亡	大正七年十一月六日	四年箇月
明治四十四年五月六日	明治四十五年一月廿七日	死亡	澤田賢次	八年箇月
明治四十五年三月一日	大正三年十一月八日	死亡	高橋喜右衛門	二年十箇月
大正四年七月八日	大正七年十一月六日	死亡	土肥喜右衛門	三年四箇月
大正八年三月二十六日	大正十一年七月十五日	死亡	吉水	三年四箇月
大正十一年八月十九日		現職		

備考 後藤村長より土肥町長に至る迄は名譽職たりしが大正八年三月町長有給に關する條例設定に依り高橋町長以來有給となれり

勝間玉出町村會議員

明治二十二年四月我勝間村に村制を施行せし當時に在つては、人口尙未だ五千に満たざりしを以て、村會議員の定數は僅かに十二人を算するに過ぎざりしも、爾來人口漸次増加して五千人以上に達したるに由り、四十三年度以降は其の定數を増加して十八人となし、更に人口一萬以上に達したるにつき大正十年度より又これを増加して二十四人となし以て現今に至りたり。而も昨大正十一年末の統計によれば、人口一萬九千四百三十九人にして其數二萬に達せざること僅かに五百餘人、而して遂に十二年末には二萬を超えること一千二百九十二に及びたり。此の形勢に依るときは遅くも次の總選舉(大正十四年四月の改選期)には町制の最大限度たる三十人の定數に達するは敢て難しこせざる所、乃ち町當局に於いても疾く此の趨勢を察して議場の配置等に付き今や少なからず考慮を拂へる亦偶然にあらずと謂つべし。回顧すれば自治制の施行されしは實に今より三十有餘年前の昔時あり、從つて其の間に於いて退職又は死亡に因る名譽職員の異動や實に多大な

今井萬吉	高柴門兵衛	金森武右衛門	塙田善兵衛	大庭久吉
小島源十郎	檀上徳七	金井徳次郎	橋内兵治	萬吉
實野作次郎	土肥喜右衛門	土肥喜右衛門	安城環造	井作次郎
辻千代藏	實野作次郎	辻千代藏	澤田賢次	吉
上阪徳松	▲第八期	水全和田文吉	澤田賢次	角野萬吉
藤井芳太郎	阪井金造	水全和田文吉	山田茂次郎	和田比利介
永田好三郎	永田好三郎	水全和田文吉	若野豊造	池島眞太郎
和氣豊次郎	和氣豊次郎	水全和田文吉	島田國松	千葉恒太郎
秋本武二郎	秋本武二郎	水全和田文吉	丹羽萬次郎	塙田由比
實野政吉	高柴門兵衛	水全和田文吉	福山敏太郎	井作次郎
鹽田善兵衛	丹羽龜次郎	水全和田文吉	丹羽八五郎	大庭久吉
辻甚四郎	川上熊次郎	水全和田文吉	丹羽亀次郎	中山謹吉
和田文吉	前田吉造	水全和田文吉	野々原喜太郎	藤野伊三郎
山田茂兵衛	土肥喜右衛門	水全和田文吉	野口與三郎	水野太右衛門
松井宇吉	和氣繁藏	水全和田文吉	丹羽亀次郎	大庭久吉

備 考

一、町村制は明治二十二年四月より全國一般に亘り施行せられたるものなるも

本邦自治制の創始により舊來の慣行を全然打破し去るに當り全國一齊に其

實施を見る如きは實際に於いて至難とすべく之れが爲めに實行期日に遲速あること亦已むを得ざる所なり、當村の如き右の實行期日に多少の遅延を來し新制上村會議員と稱するも全く舊來の戸長時代に於ける村の總代役員其の儘にして人員の異動等別に變革を見ざりき、仍て前表の如く明治二十三年四月を以て初任村會議員選舉の形式を探り從來の總代役員は選ばれて第一期村會議員となれり、尙當時の村長は名譽職たれども議員外に在りたることは特に注目すべし。

一、議員の任期は初めは六年制にして三年毎に其の半數を改選することに定められしが明治四十四年四月法律第六十九號を以て町村制を改正せられ次期の選舉より任期を四年とし半數改選制を廢し一齊に總選舉を行ふこととなり、斯くの如くして各議員の任期は同一となり當村にては大正二年四月の總選舉より四年制を實行せり。

一、現在の議員は大正十年四月の選舉に係るものなるが此の時は選舉激烈を極め其の結果一派の公民阪井金造、實野作次郎の兩氏より投票者中に無資格者

水道公債は償還財源として専ら水道使用料、量水器貸附料を以て之れに充當し、住宅組合貸附資金に屬するものは同組合よりの年賦償還金を以て之れに充當し、其の他は一般町税を以て之れに充當せり

其六 諸税負擔一覽

種別	納稅額	納稅者總數	總人口	總戶數
直 接 國 稅	三、二〇七、二〇	三、〇〇三、一五	三、九九、四〇	五千五百五十四戸
府 稅	二六、四八八	七、九〇	三、七六	一、六九七
町 稅	五、七七二	二、二〇三	五、九四〇	一、六九七
合計	二〇、二〇三	二六、九九、四〇	二四、九五三	一万九千四百三十九人
備考	四、五九九	四千二百三十六人	四、五九九	四千二百三十六人
一、納稅者總數	四、五九九	四千二百三十六人	四、五九九	四千二百三十六人
一、總 戶 數	五、九九、四〇	五千五百五十四戸	五、九九	五千五百五十四戸
一、總 人 口	二四、九五三	一万九千四百三十九人	二四、九五三	一万九千四百三十九人

納稅者の總數は一人にして直接國稅府稅町稅を併納する者又は其内一稅又は二稅のみを納むる者も皆同一人として計算せり。

第七章 教育

學校の沿革

明治五年小學校令發布以降既に五十年に及び其の經たる所の星霜固より渺しつせず、小學校令發布以前に在りては其の時代の常態として教育機關極めて單純幼稚なるが當村の如きも亦未だ其常態を脱する能はずして纔かに古來の寺小屋方法により村の先覺者に於て兒童教養の任務を負擔したるに過ぎず、従つて今日の如く強制的教育制度の存在を見ざりしを以て就學兒童數の極めて少なかりしは勿論其の教育程度も一般を通じて甚だ幼稚なりしこと亦察するに難からず、然れども多くの農村に於いては之れ等の不完全なる寺小屋さへも無くして遂に無教育の儘に兒童を放任したるもあり、幸にして當村に於ては村の先輩として澤田榮司、豊川榮次郎の兩氏ありて寺小屋式により常に村童教養の任に膺られたるは往

時を顧みて甚だ多させざるを得ず、適ま明治五年小學校令の發布せらるゝありて義務教育制によりて全國を通じて統一教育方針確立したるを以て文化の面目革まり各地相呼應して教育機關の勃興を見るに至りたり、當村に於いて新式の初等教育を實施したるは即ち正に此の時に在り。

此の時に於いては明治維新的變ありてより日子を経ること尙數年に過ぎず、此の故に社會は一般に甚だ幼稚にして文物纔に其の緒に就きたりと云ふべきのみなれば百般の制度改革には悉く相應の設備を伴ふを要するに拘はらず當時尙微弱なる財政狀態の下にある當村の如き亦一氣に文化的教育機關を完成する能はざる事情あり、乃ち舊來踏襲したりし寺小屋の名稱は之れを廢止するに至りたりと雖も新學制に伴ふ校舍の設備を俄かに整ふ能はざりしを以て應急の一策として初めは當村内の寺院長源寺を以て校舍に充當せり、同寺は幸に堂宇廣大にして多數兒童を收容するに足るものありたれば之れを開放せしめて假校舍となし以て授業を開始せり、是れ明治六年二月十五日の事にして此校を稱して「第六大區一小區第三番小學校」と云へり、而して當時の學校に關する記録は不幸にして散逸せる

を以て今は何等憑據すべき文書なしと雖も傳ふる所によりて考ふれば當時此校に收容せる兒童數は多くとも壹百數十名を出でざりしが如し

本校最初の教員として教育任務に膺りたるは遠藤十郎、澤田榮司、豊川永次郎の三氏なりき、明治九年七月校舍新たに成りたるを以て獨立校舎の下に兒童を收容することとなり校名を改めて「第六大區一小區第三番勝間小學校」と稱す、尋いで十二年三月に校名を「大阪府西成郡大江小學校」十四年十二月に「大阪府西成郡第一學區大江小學校」三十年四月に「西成郡玉津簡易小學校」三十四年四月に「西成郡玉津尋常高等小學校」四十一年三月に「西成郡玉出尋常小學校」と改稱せり、而して此の時まで本村には唯一箇の小學校を有するのみなりしが爾來戸口の増加に伴ひ兒童亦激増の勢を示し在來の一校のみにては到底學童を收容する能はざるを以て大正二年十月新たに第二尋常小學校を設立せり然れども當時に在つては財政の關係上一個の學校を起すこと決して容易の業にあらず、千數百圓の負債を起すにも殆んど全町を擧げて凡ゆる努力を拂はざるものありき。以て其の一班をト知するに足らん。尙同九年九月更に第三尋常高等小學校を新設す。斯くの如くして

主なる工場名及製產品調

工 場 名	所 在 地	主 要 製 品	工 場 主
第一 ヤマトメタル 工商會	玉出町	四五〇	川 正二
二和可鋸鑄造所	"	"	次 次
西田伸銅所	九一六	鑄物製造	河 原 市
川藤合名會社	四四二	真鍮線銅板等製造	三 文郎
野口鐵線工場	八六三	工業藥品製造	龜 崎 鶴
日本工業藥品製造所	一、一七五	鐵線製造	井 留 次 鶴 吉
大阪鑄造所	八四七	工業藥品製造	藤 井 與 三 鶴 吉
鑄物製造	"	木 村 鶴 吉	

梶芳合名會社	安積貝釦工場	岡本製藥所	湯淺伸銅所	谷川佐七第二鑄造工場	上田製針工場	株式會社大日本金屬工業	中島鑄工場	精華製藥株式會社	杉本急行舍	三輪製造所	阪南ゴム株式會社
" " " "	" " " "	" " " "	" " " "	" " " "	" " " "	" " " "	" " " "	" " " "	" " " "	" " " "	" " " "
一、一八〇	貝釦製造	岡本政次郎	湯淺讓	谷川佐七	上田新次郎	阪田寅吉	中島寅吉	伊藤由之助	日野長次郎	杉本龍二郎	赤松太一郎
八五四	醫藥製造	真鍮銅管製造	湯淺讓	谷川佐七	上田新次郎	阪田寅吉	中島寅吉	伊藤由之助	日野長次郎	杉本龍二郎	赤松太一郎
四五〇	製針	製造	製造	鑄物	金屬製造	金屬製造	金屬製造	藥製造	石鹼製造	石鹼製造	引拔
九一六	九二二	九二二	九二二	九一六	九一六	九一六	九一六	九一六	九一六	九一六	七七三
一、七二	六二六	六二六	六二六	八七五	八七五	八七五	八七五	八七五	八七五	八七五	四四〇
單烏錠前製造	製藥	製藥	製藥	製造	製造	製造	製造	製造	製造	製造	製造
梶芳助	岡本政次郎	湯淺讓	谷川佐七	上田新次郎	阪田寅吉	中島寅吉	伊藤由之助	日野長次郎	杉本龍二郎	赤松太一郎	阪南ゴム株式會社

野上製作所	玉出町	八九一	真鍮銅器製造	野上精一
藤内製釘所	"	六六四	釘	藤内恒吉
若野折箱木地製作所	"	一、一七六	折箱木地製造	若野豊藏

共同市場

名稱	所在地	店舗數	設立年月日	一ヶ年賣揚高	管理者氏名
公設市場	玉出町字中通	三四	大正八年十二月一日	七九、五九四、〇〇	玉出町
私設東聯合市場	二四番地ノ二	一	明治三十六年一月	五〇、〇〇〇、〇〇	小島源十郎
全西聯合市場	ク四三三番地	一	明治二十三年五月	五〇、〇〇〇、〇〇	川上熊次郎

金 融

當町には地勢上大商賈の存在するものなきを以て金融機關の整備せざるは固より其所とすべく纔に現存するものを詮索するに凡そ左の如し

銀 行

銀行業者としては株式會社大阪銀行玉出支店が久しき以前より開店せるも其の信用程度尙薄弱にして先年預金取付の悲運に逢ひ長らく休業し昨年春増資の認可を得て再開したるも信用依然として恢復の緒に就かず目下尙休業同様の状態に在り、此の外に株式會社大阪貯蓄銀行が昨年六月十五日玉出停留場前に其の出張所を開設せるが同銀行は本店を大阪に置き市内外に幾多の支店出張所を設置し營業の基礎鞏固にして多額の預金を有し斯種の銀行としては全國中一頭地位を抜くの觀あり、此の故に當町に出張所を開始するや開業當日約貳萬圓の預金あり爾來五六箇月を経ざるに預金額既に參拾萬圓を超ゆるの盛況を呈せり、大阪貯蓄銀行の外には更に株式會社大阪藤田銀行が最近玉出本通に出張所を新築してその營業を開始せんとする。

郵便貯金

玉出郵便局扱郵便貯金並に預金人員大正十一年末現在の調査左の如し。

古來の產物

古來此の土地に出づる產物中世間に紹介されたるものと舉ぐれば攝陽群談に記する所左の如し

勝間木綿

西成郡勝間村にあり當所の女工織之所々の市店に出す、糸綿を撰んで絹の如く、渡廣く、長足で、世俗の所好也。

新家白茄子

同所新家に在り、色白を以て號之、姫瓜の大なるに似たり。

同所竈土

同所にあり、竈の下塗あるの埴なり、世に勝間土と云へり。

同所洲蛤

同勝間浦にあり、住吉に同じ。

(攝陽群談、名物土産の部、大日本地誌大系第三四四頁)

攝陽群談は元祿十四年攝津の人岡田緩志の編纂に係り當時大阪の書林河内屋より出版せしものなり、元祿十四年は紀元一千三百六十一年に相當し今より正に二百二十二年以前なり、此の頃既に勝間木綿は市場に聲價を博したるを知るべく、白茄子は如何になりたるか不明にして勝間土は今尙僅かに產物なりと云ふ事實あ

るのみ、若し夫れ洲蛤に至つては元祿時代の勝間浦も今は其の跡をだに見る能はず從つて蛤なぞ何處を探しても得べからず察するに當時勝間村の西南部尙海水ありて其の邊より蛤を得しならんが今は全く陸地と化し去りて所謂滄桑の變化轉た感慨に堪へざるものあり、唯綿布及び其の原料たる棉花については其の後永く此地の產物として洽く知られ就中棉花は實に模範的產業として明治に入るも產出夥多なりき、故に棉花產出の概状を以下叙述することすべし。

特產物たりし棉花

棉花は此の地唯一の特產物にして其の產量亦極めて多く全村約百町歩を算する耕作地の全部を擧げて棉花を栽培したる由なれば其の盛況推して知るべく又其の耕作方法も頗る訓練され棉作地の模範村として其の名一世に高かりき、棉は十八夜に其の種子を蒔き舊暦八月に入りて之れを收穫し乾燥して土藏に入れこれを藍たてに入る此の「たて」を一本と稱し此の中に正味五十斤の棉花を有す(二百二十目斤)而して一反歩の收穫量は上作三百斤にして又二百斤程の作地もあり必